

「差別の現場に深く学ぶ」

～耳を澄まそう、目を凝らそう～

日時 令和5年
7月8日(土)
10:00~12:00(9:30開場)

会場 プラム・カルコア太宰府
(太宰府市中央公民館)
市民ホール

人権パネル展

時間 9:30~13:00

場所 プラム・カルコア太宰府 2階
ホワイエ

講師



まえだ たかお
前田隆夫
さん

(西日本新聞論説委員)

講師プロフィール

1989年、西日本新聞入社。

本社、東京支社、佐世保支局などを経て

2021年から現職。福岡・九州の同和教育の先駆けである林力さん(ハンセン病家族訴訟原告団長)の足跡をたどる聞き書き「父ありてこそ」を2017年に93回連載。2012年から2022年まで、九州大学(教職課程)で人権教育の講義を担当。福岡県筑紫野市出身。

入場無料

託児あり
(無料・前日までに
要予約)

手話通訳
あり

要約筆記
あり

7月は同和問題啓発強調月間です

同和問題の早期解決をめざして、福岡県では、県民一人ひとりの理解と協力を得るために、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定め、様々な差別をなくす取り組みを行っています。まずは同和問題について知り、正しく理解するために、市民講演会に参加してみませんか。

令和の都ださいふ
応援大使
おどものタビット



主催 太宰府市 太宰府市教育委員会 共催 太宰府市青少年育成市民の会・太宰府市「同和」教育研究協議会

問合せ・託児予約 太宰府市人権政策課 ☎921-2121(内線443)

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造によって、特定の地域の出身であること、特定の地域に住んでいること等を理由に、日本国民の一部の人々が日常生活の中で差別され(部落差別)、その差別意識のもと、日常生活の中で基本的人権を侵される日本特有の人権問題です。

「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

ポイント 1

現在もなお、部落差別が存在すること

ポイント 2

部落差別の解消は、市の重要な課題であり、市の責務であること

ポイント 3

市民全体が努力することにより、部落差別のない社会を実現すること

太宰府市における人権に関する条例等



こ れまで部落差別の解消をめざし長年にわたり様々な取組を進めていますが、今なお差別発言などの差別を助長する様々な事案や、インターネットを悪用した人権侵害などが発生しています。

こ 同和問題の解決のため、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築きましょう。

こ のような中、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成31年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、太宰府市においても令和2年に「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。



福岡県主催イベント



講演会



- 日 時** 令和5年7月22日(土) **開場** 午後0時30分
講演 午後1時30分～午後3時
- 場 所** クローバープラザ アリーナ棟 2階 大ホール
(春日市原町3-1-7)
- 演 題** 『あたらしい部落問題』
- 講 師** 角岡 伸彦さん(フリーライター)



第55回 特別展



- 期 間** 令和5年7月22日(土)～9月30日(土)
- 場 所** クローバープラザ 7階 特別展示室
- テ ー マ** 『日常の中にある部落差別 ～“マイクロアグレッション”ってなに?～』
- 問合せ先** (公財)福岡県人権啓発情報センター ☎584-1271